

第 21 期第 32 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 2 年 12 月 17 日

第21期第32回 静岡海区漁業調整委員会次第

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木) 午後2時00分から
- 2 開催場所 静岡県水産・海洋技術研究所 2階会議室 (焼津市鰯ヶ島136-24)
- 3 議事内容
 - (1) 諮問事項
 - 静岡県資源管理方針の変更について(別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加) 資料1
 - 特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料1
 - 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐる」に関する事項の変更)について 資料2
 - (2) 報告事項
 - 知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について 資料3
 - 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の書面議決の結果について 資料4
 - 太平洋広域漁業調整委員会(南部会・本委員会)について 資料5
 - (3) その他
 - 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

会長	宮原 淳一					
委員	鈴木 精	福世 準一	日吉 直人	山田 洋二		
	橋ヶ谷善彦	大場 守	白柳 達夫	齊藤 政和		
	李 銀姫	影山 佳之				
Web会議参加	鈴木 伸洋	眞鍋 淳子	田中 克哲	三浦 綾子		
水産・海洋局	山根 正嗣	板橋 威				
水産資源課	飯田 益生	山田 博一				
事務局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	橋詰 悠斗		
- 5 欠席
委員 齋藤 安彦

○花井事務局長

それでは、定刻となりますので、始めさせていただきます。

ただいまから、第21期第32回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の会議は齊藤安彦委員が欠席されておりますが、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを報告させていただきます。それでは宮原会長よろしく申し上げます。

○宮原会長

皆さん、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

西側では強い風が吹き、日本海側では大雪で立ち往生している状況ですが、この風が連日の様に吹いています。また、富士山には全然雪がないと気象がおかしいなと思います。海の方でも季節の魚が獲れていません。1か月ぐらい前に和歌山県の漁協の組合長と話したら、いせえびがいつもの3分の1ぐらいの水揚げしかなく、温暖化の影響なのかなと言っていました。海の中のことは自然相手でわかりませんが。

まだ、コロナが大流行していますので、十分に気をつけていただいて、来年また皆様とこの場で会えることを楽しみにしております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を福世副会長と三浦委員にお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。

最初に、諮問事項 静岡県資源管理方針の改正について(さんま、まあじ、まいわし)と特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についての2つは関連がありますので、合わせて県当局から説明をお願いします。

○池谷主幹

諮問事項静岡県資源管理方針の変更について(別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加)と諮問事項特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。

今回の諮問は、10月の海区で皆様にお諮りし、承認を得た、静岡県資源管理方針にTAC漁種のさんま、まあじ、まいわしに係る資源管理手法等を別紙1として追加する資源管理方針の変更とさんま、まあじ、まいわしの知事管理漁獲可能量を「現行水準」と設定することの2点です。

まず、資料の御説明をいたします。

1ページから2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。

3ページから9ページが改正後の資源管理方針全文、以下10ページから13ページまでが説明用の参考資料、14ページ、15ページが知事からの諮問文、16ページが資源管理方針第8の新旧対照表、17から21ページが公報告示案、最後の22ページ、23ページが漁業法第14条、16条抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。

別紙1の制定理由です。令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法、以下、漁業法といいます、では水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われています。

農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて、資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第14条に基づき、国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、以下、県方針といいます、を定めることとなっています。

県は令和2年12月1日に本県漁業の状況を反映した県方針本体を制定しましたが、今回令和3年1月1日から管理期間が新たに切替る特定水産資源のさんま、まあじ、まいわしの資源管理手法について、別紙1を定める必要があります。

次に県方針の概要とその次のスケジュールについて説明いたします。

県方針は、特定水産資源について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、特定水産資源以外の魚種についても沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされています。

既に策定済みの県方針の本体の制定・公表に続き、特定水産資源別に具体的な管理数量や管理手法を記載する別紙1を制定し、現行の県計画の魚種別管理期間が切り替わるタイミングで、県方針に移行します。

別紙1の位置付けについては資料10ページを使って御説明します。10ページを御覧ください。こちらは資源管理方針の概念図を構造ベースで示したものです。図の一番左にあるのが漁業法改正前の資源管理体制で、これは静岡県資源管理指針と静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画、通常、TAC県計画と呼んでいるもの、になりますが、こちらが、法改正によりページ中央の資源管理方針に移行します。

資源管理方針本体は、先般、10月の海区でお諮りしたものとなります。これに付随するものとして、ページ右側の魚種別管理手法 今後制定・公表する別紙1から3の魚種別の資源管理があります。

今回、TAC魚種のさんま、まあじ、まいわしの3魚種について管理期間が切替るため、TAC法に基づく県計画から、漁業法に基づく資源管理方針へ移行し別紙1を定めます。

なお、今後、その下の、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさばについても資源管理方針に移行してきますので御承知おきください。制定の際には、別途、皆様にお諮りします。参考までに資料11ページに時間軸ベースの概念図を添付しておりますので、後ほど御確認願います。

次に資料12ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和3管理年度のさんま、まあじ、まいわしの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。従前のTAC計画の時と表現が少し変わっていますので、御説明します。次の13ページを御覧ください。

上半分がこれまでのTAC法に基づく配分の考え方で、まあじ、まいわしは、「若干」、さんまは過去3か年の平均漁獲実績が100トン未満でしたので「配分しない（数量を明示しない）」となっていました。

それが今回から、漁業法に基づく配分の考え方に変わったため、数量明示による配分の対象以外で平均漁獲実績が1トン以上は、原則として「現行水準」と定めることになりました。これにより、さんま、まあじ、まいわしのいずれも「現行水準」となっております。

つまり、言い回しは変わりましたが、漁獲可能量の本県配分は従前と変わ

りありません。

では、諮問事項の1点目である、資源管理方針の変更（別紙1の追加）について、1ページの別紙1の規定内容現行水準の場合を7ページのさんまの例で説明いたします。

7ページを御覧ください。

第1特定水産資源、にはTAC魚種名が入ります。別紙1-1では、「さんま」と入っております。

第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等には、「静岡県さんま漁業」、①水域として、「②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域」と指定しています。②の対象とする漁業とは、「静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）」として、静岡県の漁業者全体を指しています。つまり①の水域は、静岡県の漁業者がさんまを採捕する水域を全て指すこととなります。

③の漁獲可能期間は、さんまなので「周年」としています。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、先ほど説明したとおり、来期のまいわしは現行水準ですので、「全量を静岡県さんま漁業管理区分に配分する」と記載します。

第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、漁獲努力量による管理を加える場合は、漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を定めています。

漁獲努力量による管理を行う漁業種類は、第4の下表のとおりで、これまでのTAC法に基づく県計画に記載の漁業種類と同じです。

漁獲努力量の管理内容は、1隻または1か統当たりの月ないし年間操業日数としており、本県では県下の漁業者が自主的な資源管理を行う際の最大操業日数としております。

以上が現行水準の魚種の資源管理方針別紙1の規定内容で別紙1-1さんまの例となります。以下8ページ、9ページにまあじ、まいわしを別紙で掲載しておりますが、いずれもさんまと同様の内容となっております。

なお、今回別紙1-1さんまから1-3まいわしの追加に伴い、16ページの新旧対照表のとおり県方針第8も一部変更いたします。

別紙を追加する県方針の施行日は、旧TAC法に基づく県計画の管理期間終了後の令和3年1月1日となります。

次に2ページの知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

先ほど説明したとおり、さんま、まあじ、まいわしの3魚種について、国が「現行水準」と定めようとしており、御異議がなければ、海区の答申を受け国の承認を経て、都道府県知事管理漁獲可能量を下表の1から3のとおり「現行水準」と定め、告示したいと存じます。

施行の際は、17ページから21ページの内容で県公報に告示します。県HP上でも公表する予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任していただきたく存じます。

それでは諮問事項になります。

1 点目、静岡県資源管理方針の変更を漁業法第14条第4項の規定に基づき諮問いたします。変更内容は別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加です。

2 点目は、さんま、まあじ、まいわしの知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

説明が長くなりましたが、以上、2点御審議の程、よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○田中委員

今回漁獲可能量の配分自体は水産庁の基本シェア0.4とあって、目安量が書いてあるんですが、各魚種ごとの管理方針の中に記載されるのではなく、何処に記載されることになるのですか。

○松浦主査

田中委員の質問は資源管理方針の別紙に「現行水準」が記載されないのかということですか。

○田中委員

具体的な数字が記載されないのかということです。

○松浦主査

我々も水産庁から最近になってこういう形でやるということがわかってきたところではあるのですが、別紙1は「現行水準」の県はこういう書き方をしなさいという水産庁の例に沿ってやっている。数字の配分がある県はまた違う書き方だと思うのですが、様式を見るだけでは、普通は「現行水準」の県ということはわからないので、別紙1の計画とは別に、池谷が説明したように「静岡県のさんまは現行水準です」とお示しします。

今まではTAC計画を期間毎に作成していたけれども、方針は方針で別にあって、毎年の数量だけ別にお示ししていくようになります。

○田中委員

具体的に、まいわしなんかは5,911トン、シェアは0.81%と書いているけど、国から来る枠はこの数字になってしまうということなのですか。

○松浦主査

「現行水準」にする際の目安量はこれなんですけど、実際示すことになるのは「現行水準」までなので、静岡県は5,911トン以上獲ってはいけないというようなことは明記されないです。

○田中委員

明記されない理由は比率が少ないからですか。

○松浦主査

そういうことになります。

○田中委員

例えば、もっと数字の大きいのは明記することになるのですか。

○松浦主査

そうですね。TACの上から8割までは数量が示される県になります。静岡

県では少ししか獲っていないので、今までの「若干」と同じ扱いで「現行水準」で来てはいるけど、気持ちこのくらいという数量は表には出ないです。

○田中委員 これからさば等で問題になってくると思うのですが、大臣管理区分と知事管理区分の配分が決まって、それから都道府県毎の配分が決まっていく中で、最初の枠の取り合いが問題になると思うのですが、今回はいいけど、今後どうなるのかなと思います。

○松浦主査 今池谷といろいろ作業していますけど、国もまだ示していない部分も有るので、国に聞きながら意見をしながら進めていきたいと思います。

○田中委員 そうですね。変な配分を受けることのない様にしっかり意見して欲しいと思います。

○李委員 「現行水準」や「数量を明示しない」基準が100トンから1トンに変更になった理由は示されていますか。

○池谷主幹 国が基準を定めているが理由は示されていない。今まではさんまは県計画にも載っていなかった年もあるが、今回から1トン以上は別紙を定めることになりました。内容的には変わっていません。

○宮原会長 その他ありますか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○宮原会長 それでは、本委員会は諮問事項 静岡県資源管理方針の変更について(さんま、まあじ、まいわし)と特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり了承することを決定いたします。
続きまして、諮問事項 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について県当局から報告をお願いします。

○松浦主査 事務局の松浦です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料2を御覧ください。諮問内容は静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)についてです。今回、小型魚の留保を一部開放し、定置漁業に割り当てる内容で諮問いたします。

まず、Iの経緯です。くろまぐろの資源管理の経緯は、毎回読み上げておりますので今回割愛させていただきます。

次に資源管理にかかる近年の状況についてです。前回の海区でもお話ししましたが、国際的な資源管理の中で少し状況が変わってきております。こちらは読みます。

1つ目のポツを御覧ください。くろまぐろの数量管理については、大臣管理量及び都道府県知事管理量の漁獲枠を超えることが無いように進めてきたところですが、これは大前提です。その一方で、近年のWCPFCにおいて、我が国の増枠要求に対し「漁獲枠の増を要求するならば消化率も高くあること」が求められるようになってきています。

こういった状況から、2つ目のポツになりますが、水産庁による都道府県知事管理量の配分方法の考え方が少し変わってきました。当初数量の配分は従来どおり過去の基準年をもとに算出した数量である一方、追加配分や融通申請の際には前管理期間の消化率を考慮した配分が行われるようになっており、県内の漁獲量管理においても高い消化率で管理期間を終わらせることが自県枠の確保のために必要となっています。

このような状況下にあつて、Ⅱの諮問事項では、諮問の前に小型魚の留保開放の考え方について御説明したいと思います。

1の考え方を御覧ください

(1)は、漁業の状況説明になります。現在、定置漁業におけるくろまぐろ小型魚の入網が集中しており11月と12月の2か月で3トン以上が漁獲されています。定置漁業は漁業の性格から入網をコントロールできないので、管理期間の開始当初から数量管理のための自主放流を実施しています。しかし、第6管理期間中の消化率がおそらく本日、割り当てを越えると予想されること、また今後も小型魚の入網が続くと考えられることから留保枠の開放が必要と考えています。

(2)になりますが、定置漁業に対し、小型魚の留保開放を行い、定置の漁獲枠に余裕をもたせつつ、定置に入網するクロマグロを有効に利用できるような、放流せずとも漁獲し収入に変える環境を整えたいと考えています。

なお、(3)にありますように、留保枠の漁業種類別の配分の考え方は、本来は当初数量の配分時と同じく、小型魚の基準年である平成22年から平成24年の実績割合に基づいた比率で、配分するのを基本と考えるところです。しかし、そうしますと、漁船漁業に1.9トン、定置漁業に0.6トンの配分となりますが、0.6トンではとても今の状況を回避できないと考えました。県計画において、留保は漁期の経過や採捕状況を踏まえつつその取扱いについて判断し公表するものとしており、そういった観点で、資料の続きに漁船漁業等と定置漁業の消化率を鑑み、先に定置漁業に1.5トンを配分する、と記載しております。

下の知事管理区分のうち、採捕の種類別、期間別の割り当てとその消化状況をお示しした表を御覧ください。12月14日時点のものです。小型魚のうち、ゴシック体の太枠で囲われた部分を御覧ください。漁船漁業等の割当て量は年間の割当て数量が24.8トン。現時点の消化量は年間で4.5トン、消化率は18.1%です。これに対し、定置漁業の割当量は年

間割当て量が8.2トン。現時点の消化量は5.5トン、消化率は70%直前といった状況になります。

漁船漁業等については、12月から3月にかけて小型魚の主漁期が来るので、今ちょうど獲り始めているところですが、残りが20トン近くある一方、定置は県全体で日に100キロから200キロ程度網に入ることが多く、厳しい状況となっており、こういった状況から、定置漁業に対して0.6トンではなく、1.5トン而定置漁業に配分したいと考えています。

なお、従来の比率を超えた配分案については県下の沿海漁協さん、漁船の漁業種類別団体等にあらかじめ県の考えを説明し同意を得ているほか、定置協会の会長である日吉委員にも御説明しております。

それでは具体的な諮問内容です。3ページの2を御覧ください。静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更) (案) についてです。

下に、第2の知事管理量及び第3の採捕の種類別の割当量、期間別の割当量について数量をお示ししていますが、この表だとわかりにくいのでいつもの横書きのページに移るところですが、今回、もう1つ、計画変更にかかる報告を挟ませてください。次のページ4ページを御覧ください。

諮問の対象外の計画変更を併せて行います、というものです。括弧で繰越処理と記載しています。こちらは、県計画にこの処理を行うことがあらかじめ明記してあるので、海区の諮問なしで変更できることとなっております。

その繰越の内容ですが、小型魚については、1年の管理期間を3期に分けて管理しています。このうち8月から11月の期間が終了したことから、当該期間の残枠の全てを翌期間である12月から令和3年3月までの期間に繰越すものです。

下の表の小型魚のうち、漁船漁業等及び定置漁業にそれぞれ8月から11月の実績値をお示ししております。また、表の右の外側にその期間に使わなかった残りの数量を記載しています。この数値、漁船は残り12.8トン、定置は残り4トンを12月以降に繰越します。

それでは5ページの表を御覧ください。こちらに、知事管理区分の今年度の管理開始当初から今回の変更案までの数値の変更経緯をお示ししております。

一番左が第6管理期間の当初数量です。そこから矢印に沿って順に、変更手続きを行ってきた際の数量が示されており、今回の変更案が一番右の※8となります。

区分のうち、小型魚について、漁船漁業等の割当量の8月から11月の数量を実績値に変更し、残りの12.8トンを12月から3月に繰越し、この間の数量を21.5トンとします。また、定置漁業の割当量の8月から11月の数量を実績値に変更し、残りの4.0トンを12月から3月に繰越し、さらに留保開放からの1.5トンを加え、5.8トンとします。

その下の小型魚の留保枠については、定置に配分した1.5トンを現留

保枠の2.5トンから引いた残りの1.0トンとします。以上が計画変更の詳細となります。

以降、6ページに知事から海区会長にあてた諮問文、7ページ、8ページに県計画の新旧対照表、9ページから17ページにかけてに改正後の県計画案、18ページに、今回の諮問後、国へ承認申請し、承認が降りた後に公表する県公報の（案）、最後の19ページにTAC法の県計画変更に係る部分を抜粋したTAC法を添付してございます。

なお、字句等に軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。御審議の程よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○李委員

今回のような立場の違いに沿った対策、対応というのは大事だと思います。

この考え方のベースになるのはDifference Principle「格差原理」という理論がありまして、1970年代のアメリカの哲学者ジョン・ロールズ氏が提唱した原則なんですけど、大反響して、その後、多くの国連の文書にも出ています。しかし、実際この原理が不足しているところがあると感じています。

例えば、この前の水産経済新聞の記事にもなった北海道のくろまぐろ、沿岸漁業と沖合漁業の同等の扱いを問題視した訴訟とかもそうですし、今のGO TOトラベル政策のように、ホテル・旅館等の規模の違いを考慮せず一律の対応というのが、必ずしも平等なのかということです。これを機にいいところに泊まろうという人達が多く、小規模民宿は、煩雑な申請手続きをやっと終え、制度利用できるようになったと思ったら、結局人々は高級ホテルのほうにGO TOし、小規模などころには集まらないという現象が起きています。例えば、身長が違う3人がりんごの実を採ろうとする際に、同じ高さの踏み台を与えることが平等なのか。実質的な平等とは何なのか、というようなところを考える必要があると思います。

今後立場の違いを考慮した政策というのは、県でも、国でも重要な視点だと思います。

○日吉委員

今回県が1.6トン留保を開放するというので、本来なら漁船漁業分も定置に回してくださるということで、非常にうれしく思います。県の方は、融通するに当たって、くろまぐろを漁獲する漁協の意見を聞いてくださって、定置に融通できるように調整してくださいました。他の県では漁船漁業と定置で配分を巡ってトラブルになっていて困ると聞いています。そんな中で静岡県は融通し合える。今回の様に先を見越して、現場と情報を密にして留保の開放をしてくださることをうれしく思います。

○松浦主査

感覚ですが、沿岸の漁業者さんを取りまとめている漁協さんと話しても、

漁船の残りの枠があるから消費しなければと思っている一方で、日々のくろまぐろ日報で定置が大変というのは知っていて、留保が決して0になったわけではないのを理解した上で、漁協さんが、一本釣りの方に聞いてくださったりする中で、漁船漁業と定置漁業のお互いの感じがわかってきたのかなと思います。

○日吉委員 大型は定置から漁船漁業に融通したり、お互い様という感じになってきています。

○福世委員 日吉委員にお聞きしますが、以前定置で管理量をオーバーしてしまったことがあったと思うのですが、今はしっかりと管理しているのですか。

○日吉委員 今は1か統1網で30kg未満は200kgまでと自主規制をしています。もし制限しなければ結構な量になると思います。以前は5kg未満は全て放流しようとしていました。今は先ほど松浦主査から消化率を高めるように説明があったように、消化率を高めていかないと以前の様に不利益をこうむることになるかもしれません。

○鈴木精副会長 前回の委員会で消化率の話が出て、次の段階に進むには消化率を高める必要がある。漁業者の間でも調整し合って、消化率を高めるのは静岡県にとっても重要なことなんだと思います。
留保を出した後で、漁船漁業で急に獲れ出すということもあると思います。それは各漁協で相談することなので、問題はないかと思います。

○鈴木伸洋委員 我が国としても、資源が回復してきているというのが国際的なコンセンサスになりつつある中で、消化率を高めていかないといけないと思います。その中で、今日の変更は賛成であります。参考として聞きたいのですが、1.5トンという数字はどういった計算で出ているのか。非常に苦しいところだと思うのですが、もしそれをオーバーした場合はまた対応するのでしょうか。消化率を高めるのに当たって、今回の1.5トンという数字がどのようなどころから出てきているのか考えをお聞かせください。

○松浦主査 鈴木伸洋委員の御質問は、もっと消化率を高めたいなら、留保をもっと開放するとか、漁船漁業から定置に融通してはどうかという話になっていくのかと思うのですが、消化率を高めることだけを考えればそうかもしれないのですが、考え方の大前提として留保の解放以前の数量は漁船漁業の分は漁船漁業の分、定置漁業の分は定置漁業の分と考えております。漁船漁業は20トン枠が残っていますが、これから獲りに行ってくださいと漁協さんも声をかけていただいている。今ある枠を使うつもりでいる人がいるので、そこには手をつけられない中で、留保の枠として定置が0.9トン、漁船が1.6トンではなく、定置が枠をオーバーしないために、漁船がオーバーしないように1トンを残して、残りを定置にという考えで配分している。ですので、科学的

な根拠ではないが、定置に1.5トンぐらい出せば、トータル9トンぐらいまで消費できるかなという考えでの数字です。

この1.5トンを開放することで県の消化率が8割になるということではないですが、消化率は漁船漁業にがんばっていただくと思っております。

○福世副会長

トローリングでメジをやっているのですが、かつおの値がいいためまだ操業している船が少ないけど、かつおの値が下がれば、メジをやる人が増えることもあると思います。

○松浦主査

南駿河湾漁協は獲るときには1か月で何トンも獲ります。小型魚の県別管理はまだ3年目ですが群れが来る時期も違います。

○福世副会長

まだ獲る船が少ないですから、4隻か5隻ぐらいですから、これからかつおがだめになって、メジが大きくなって獲れ始めれば15隻ぐらいが獲ります。

○松浦主査

期待していますから。獲ってください。よろしくお願いします。

○日吉委員

大きくなれば値も上がりますから、3kgぐらいなら1,500円/kgで、十分おいしくもなります。

○福世副会長

冬になると脂が乗りだすので、トローリングの水揚げが上がると期待しています。

○眞鍋委員

定置網のような意図せずくろまぐろが獲れる漁業と、くろまぐろをねらって獲る漁業があって、ねらって獲りに行く漁業はどんな種類があって、くろまぐろがいないとき何を獲っているのですか。

○松浦主査

ねらって獲りに行くのはトローリングなどの曳き縄一本釣りで獲っている方が沿岸でたくさんいます。あとは静岡県では浮きはえ縄で、前回説明したように東京都の海を主漁場に行っているのですが、そういった2種類の獲り方があります。

浮きはえ縄の方は、今はキハダマグロをねらいに同じような漁場に出漁していたりと、割と大きいマグロを狙いに行っている。一本釣りの方はかつおを獲ったり、御前崎の方ではさわらが注目されているのですが、そのさわらを獲ったりと季節に応じて魚価のいい魚を獲っている。

○眞鍋委員

そうするとそういう漁業の方がコントロールしやすいということですか。

○松浦委員

獲りに行かなければ獲れないので、ねらって獲れるのでコントロールしやすいです。定置は入ってきてしまうのでコントロールがすごく難しいです。

○眞鍋委員

コントロールできる漁業は、くろまぐろが獲れないと生活できないとい

うことではないのですね。

○松浦主査 生活ができないというわけではないですが、自分の手で魚価の高い魚を獲りたいのですし、こちらとしても稼いでほしいですから。

○眞鍋委員 そうすると、その人達の中でもくろまぐろは魚価が高くてやりたい魚種ではあるということなんですね。

○松浦主査 くろまぐろをやらなくても良いと言う人はいないのではないかと思います。

○鈴木精副会長 留保枠をどう使うかが重要だと思うんですよ。定置でも漁船でも獲れば枠が欲しいわけですから。
定置も漁船も事前の配分で分けられているので、留保枠については県が獲れ具合を見て分けてくだされば良いと思いますよ。

○松浦主査 うれしい意見をありがとうございます。ただ、法の中で県は計画を変えるときは海区の意見を聴いて、その後に国に申請して承認を得ないといけないとなっています。
1月にも諮問させていただくことになると思いますので、お願いします。

○宮原会長 御意見が出尽くしたようですので、このことについては原案どおりでよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○宮原会長 それでは、本委員会は諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)に関する変更については原案のとおり了承することを決定いたします。
続きまして、報告事項 知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について県当局から説明をお願いします

○山田主査 資料3を御覧ください。知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について御説明いたします。
知事許可漁業には漁業法第57条第1項の農林水産省令で定められた中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業の2つの漁業種類と静岡県漁業調整規則第4条で定められた小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の20の漁業種類がございます。
現状の知事許可漁業は令和3年8月31日をもって有効期間が満了するため、令和3年9月1日付けで許可証を更新する必要があります。
許可の更新に当たり知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給する必要があります。なお、知事許可漁業の取

扱方針等には①から④の項目がございます。

知事許可漁業の取扱方針等を定めるに当たり、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行うとともに、その要望内容については、海区漁業調整委員会で御協議いただき、資源保護や漁業調整の観点から支障がなければ当該方針に反映していくこととしております。

知事許可漁業の要望につきましては、前々回の委員会において、御協議いただき、その後関係漁協等に回答いたしました。その結果を示したのが、A3の資料になります。

A3の資料の右側に要望に対する対応と結果、さらに漁協からの回答を示しております。漁協からの回答につきましては、要調整の要望についての調整の結果を示しています。

A3資料の2ページ目を御覧ください。区分Ⅲ、要望内容Ⅲ－Ⅰ、操業期間の変更に係る船びき網たい2そうにつきましては、現行の操業期間が10月16日から12月31日及び3月1日から5月31日までですが、これを10月1日から12月26日及び3月11日から5月31日までに変更してもらいたいとの要望でした。対応としましては、漁獲圧が過度に高まる可能性が低いことから、関係漁業者であるふぐ漁業及び遠州漁協のたい2そう船びき網漁業との調整が整えば認めることとしましたところですが、今回調整が整ったとの報告がありました。

資料3の2ページを御覧ください。

2ページはたい2そう船びき網漁業の要望につきまして、遠州漁協のたい2そう船びき網漁業からの同意書になります。3ページは遠州漁協のふぐ組合からの同意書、4ページは浜名漁協のふぐ組合からの同意書になります。関係者による調整が整い、同意書が提出されたことから、今後一斉更新に係る制限措置の内容に反映いたします。

なお、その他につきましては、調整が整わなかったことから、今回の一斉更新に対する要望としましては、要望元が要望を取り下げることとなりました。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○宮原会長

ただいま、県当局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○田中委員

大臣許可については一斉更新が法律からなくなるということですが知事許可についてはどうなんですか。

○山田主査

一斉更新については今後協議していただくことになるのですが、基本的には一斉更新を続けていきたいと思っております。

○田中委員

継続許可になるから従来から許可を持っている人は自動的に更新されるのではなかったですか。

○山田主査 知事許可については継続許可と一斉更新の両方ができる形となっており、一斉更新を続けていきたいと思っています。

○田中委員 大臣許可は一斉更新がなくなったけど、知事許可は一斉更新ができる規定になっていると。あとで確認してみます。

○宮原会長 御意見が出尽くしたようですので、このことについては以上といたします。
続きまして、報告事項 全国漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の書面議決の結果について、事務局から報告をお願いします。

○池谷主幹 資料4を御覧ください。
10月に千葉県で予定されていた、全国海区漁業調整委員会連合会、以下「全漁調連」といいます。第55回東日本ブロック会議は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、書面による表決が行われました。
審議内容は、資料1枚目の裏側にあります次第のとおりで、審議結果から申し上げますと第1号議案から第3号議案について、委員全員の承認をもって原案どおり可決されました。

それでは、第1号から第3号の議案の内容について説明に移りますが、順序を変えまして、まず「第2号議案 次期役員を選出について」を御説明します。

28ページを御覧ください。10月の海区で御説明しましたが、令和3年5月から4年間の全漁調連の役員選出があり、本県が前期2年に会長県、後期2年に会長職務代理副会長となること承認されました。他の副会長、理事等役員県は記載のとおりです。来年5月の総会の承認を得て正式決定となる予定です。

次に「第1号議案 令和3年度総会に向けた要望事項について」です。1ページから26ページに、各海区から提出された要望事項を添付しております。

要望事項の内容について説明する前に、結論から申しますと、審議の結果、全ての要望事項について東日本ブロックからの要望事項とすることが決定しました。他のブロックから出された要望事項と集約し、来年5月に総会決議を行い、6月に水産庁他関係省庁へ要望活動を行うこととなります。なお、先ほど申し上げたとおり、本県が次期会長県となりますので、全漁調連会長となる委員の方には要望活動の陣頭指揮を執っていただくこととなります。

では、具体的な内容について御説明いたします。2ページを御覧ください。「1 海区漁業調整委員会制度について」及び「2 沿岸漁場の秩序維持について」は、今回は要望事項がございませんでした。「3 太平洋クロマグロの資源管理について」は、2ページから8ページに7題、9ページから20ページに「4 沿岸資源の適正な利用について」14題、21ページから23ページに「5 外国漁船問題等について」3題、24ページ、25ページに「6 海洋性レジャーとの調整等について」1題、合計25題の提案がありました。

内容の詳細については、改めて御確認いただければと存じます。

最後に資料末尾32ページを御覧ください。「第3号議案 次期開催海区について」です。令和3年度の東日本ブロック会議は、開催されれば東京都海区が会場となり、総会、事務局長会議及び職員研修会は、今年度は書面開催又は中止となりましたが、同じく開催されれば、東京、兵庫、島根が会場となる予定です。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、事務局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○日吉委員

要望を見ると結構な県で資源の適正利用について意見を上げている中で、いろんな県で収入安定化対策の充実化とかが出ているので、次回は静岡県も上げてくれればと思います。

○宮原会長

今日の水産経済新聞にも載っていましたが、共済の補正が247億ついたと。当初と合わせて約900億ついたと。3,000億の予算の内900億がついた。いかに不漁とコロナの影響が大きいのかと。以前、日吉委員が言っていたが、くろまぐろはここまで来た。増えてきた実感があってもこれからが大事。資源が少し良くなったからと獲りすぎると、元に戻ってしまいます。これから資源をどう持続させていくかを県とも考えながらやっていきたいと思っています。

その他ないようですので、このことについて、以上といたします。

続きまして、報告事項 太平洋広域漁業調整委員会（南部会・本委員会）について事務局から報告をお願いします。

○松浦主査

資料5を御覧ください。

12月2日に太平洋広域漁業調整委員会 太平洋南部会及び本委員会がWeb会議形式で開催され、水産・海洋技術研究所伊豆漁協分場から鈴木副会長に出席いただきました。また、事務局として池谷、松浦が県庁にて傍聴いたしましたので、その概要について報告いたします。

太平洋広域漁業調整委員会は、資料Ⅰの概要（1）にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的としています。この委員会は（2）にありますように漁業法第152条が設置の根拠となっています。

今回は、本委員会の前に太平洋南部会が先立って行われました。太平洋南部会は（3）にありますように太平洋広域漁業調整委員会の効率的な運営のため、本委員会の南側にあたる千葉～宮崎までの海域で設置されています。

資料のうちⅡの報告事項を御覧ください。

1の太平洋南部会から報告します。資料は1ページの資料にて概要報告といたします。なお、これら南部会の抜粋資料は3ページから17ページに添付してございますので詳細については後ほど御覧ください。また、太平洋広域

漁業調整委員会と重複する資料については割愛してございますので御承知置きください。

部会の主な議題についてです。

(1) 広域魚種の資源管理については①太平洋南部キンメダイ、それから②の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、③の伊勢湾・三河湾のイカナゴについてです。

①の太平洋南部キンメダイについては、資源量は低位、資源動向は減少との報告があり、水産庁から資源回復に向けた提案として、これまでの一都三県における漁業者さんの取組内容に関する報告があった後、管理についての提案として、漁獲量による管理の目安として、一都三県で1,900トンの数量案が示されました。②、③については、対象となる資源の状況や資源管理の内容について報告がありましたが、いずれも低位、動向は減少とのことでした。参加している愛知県の委員さんから、資源減少の要因は環境ではないかとの意見が出されました。

(2) 及び(3)については広域漁業調整委員会の本会議で同じ議題となりますので割愛します。続いて2の太平洋広域漁業調整委員会について報告します。本委員会についても、1ページを元に概要を報告いたします。特に静岡海区に関係のある部分についての報告となります。議題としては、(1) 広域魚種の資源管理から報告します。マサバ太平洋系群についての資源管理について、ですが、事務局からマサバ太平洋系群の令和元年の資源状況は中位、資源動向は増加との説明のあと、資源量は増えているが、資源量に対する漁獲割合は20%以下で継続しており、資源が多いという実感が湧きにくいのではといった説明もありました。

次に、(2)の伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について。2016年から資源状況が悪く、今年の夏眠魚の調査結果も思わしくなかったため、資源量推定は実質できていないが、昨年同様、操業期間の制限に関する委員会指示を発出し、地元で行われる資源管理措置の確実な実行を目指す。ことで承認を得ました。

(3) 太平洋クロマグロの資源管理については、令和2年度末に予定している承認切替(更新)の手続きにかかる指示事項の一部内容変更等について報告がありました。具体的には法改正による根拠条項の修正と申請書を判子レス化することでした。

次の(4)では、改正後の漁業法の施行について情報提供がありました。皆様にも10月の海区で最後にお配りしております、今日の資料28ページに添付しているA3資料についての説明があり、10年前と同程度まで漁獲量を回復させるという目標のために新たな資源管理の推進に取り組むことが記載されており、項目ごとに、調査や資源評価を行うこと、TAC管理を推進すること、国や県だけでなく漁業者も自主的な資源管理を続けていくこと等を示したものです。この内容については、参加委員からは「漁業者の暮らしを支えるという視点で、今回の変化に対応できる技術や支援がセットになって明確に示されることが重要」、「水産資源の採捕量が多いと思われる遊漁者の問題が残されている」、「水揚の増だけを目指さずに流通や加工も漁獲の

両輪として考えるべき」等の意見が出されました。

最後に(5)令和3年度資源管理関係予算です。こちらは、漁業法の改正に伴い資源管理、資源評価に関する予算の拡充と漁業経営安定対策の強化を目指し、総額で4,510億円を要求中とのことでした。

報告は以上でございます。

鈴木副会長、御出席ありがとうございました。

○宮原会長

ただいま、事務局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

鈴木精副会長出席ありがとうございます。出席しての感想はありますか。

○鈴木精副会長

Web会議だと、普通の会議と違って発言しようか迷って流してしまうことがあります。ただ1人で画面を見ているのはつらいと思います。早くコロナが収まって、広いところで会議ができればと思いました。

○宮原会長

その他ないようですので、このことについて、以上といたします。最後に、その他次回開催日程について事務局からお願いします。

○橋詰

はい。次回は1月29日で午後2時からを予定しております。

主な議題としましては、「諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更」等を予定しております。よろしく申し上げます。

○宮原会長

次回は1月29日（金）ということですので、よろしく申し上げます。以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長

宮原会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第21期第32回静岡海区漁業調整委員会を閉会します

(終了 15 : 30)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。
令和2年12月17日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

第 21 期第 32 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 2 年 12 月 17 日

第21期第32回 静岡海区漁業調整委員会次第

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木) 午後2時00分から
- 2 開催場所 静岡県水産・海洋技術研究所 2階会議室 (焼津市鰯ヶ島136-24)

3 議事内容

(1) 諮問事項

- 静岡県資源管理方針の変更について(別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加) 資料1
特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料1
静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐる」に関する事項の変更)について 資料2

(2) 報告事項

- 知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について 資料3
全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の書面議決の結果について 資料4
太平洋広域漁業調整委員会(南部会・本委員会)について 資料5

(3) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

会長	宮原 淳一					
委員	鈴木 精	福世 準一	日吉 直人	山田 洋二		
	橋ヶ谷善彦	大場 守	白柳 達夫	齊藤 政和		
	李 銀姫	影山 佳之				
Web会議参加	鈴木 伸洋	眞鍋 淳子	田中 克哲	三浦 綾子		
水産・海洋局	山根 正嗣	板橋 威				
水産資源課	飯田 益生	山田 博一				
事務局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	橋詰 悠斗		

5 欠席

委員 齋藤 安彦

○花井事務局長

それでは、定刻となりますので、始めさせていただきます。

ただいまから、第21期第32回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の会議は齊藤安彦委員が欠席されておりますが、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを報告させていただきます。それでは宮原会長よろしく申し上げます。

○宮原会長

皆さん、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

西側では強い風が吹き、日本海側では大雪で立ち往生している状況ですが、この風が連日の様に吹いています。また、富士山には全然雪がないと気象がおかしいなと思います。海の方でも季節の魚が獲れていません。1か月ぐらい前に和歌山県の漁協の組合長と話したら、いせえびがいつもの3分の1ぐらいの水揚げしかなく、温暖化の影響なのかなと言っていました。海の中のことは自然相手でわかりませんが。

まだ、コロナが大流行していますので、十分に気をつけていただいて、来年また皆様とこの場で会えることを楽しみにしております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を福世副会長と三浦委員にお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。

最初に、諮問事項 静岡県資源管理方針の改正について(さんま、まあじ、まいわし)と特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についての2つは関連がありますので、合わせて県当局から説明をお願いします。

○池谷主幹

諮問事項静岡県資源管理方針の変更について(別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加)と諮問事項特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。

今回の諮問は、10月の海区で皆様にお諮りし、承認を得た、静岡県資源管理方針にTAC漁種のさんま、まあじ、まいわしに係る資源管理手法等を別紙1として追加する資源管理方針の変更とさんま、まあじ、まいわしの知事管理漁獲可能量を「現行水準」と設定することの2点です。

まず、資料の御説明をいたします。

1ページから2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。

3ページから9ページが改正後の資源管理方針全文、以下10ページから13ページまでが説明用の参考資料、14ページ、15ページが知事からの諮問文、16ページが資源管理方針第8の新旧対照表、17から21ページが公報告示案、最後の22ページ、23ページが漁業法第14条、16条抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。

別紙1の制定理由です。令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法、以下、漁業法といいます、では水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われています。

農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて、資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第14条に基づき、国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、以下、県方針といいます、を定めることとなっています。

県は令和2年12月1日に本県漁業の状況を反映した県方針本体を制定しましたが、今回令和3年1月1日から管理期間が新たに切替る特定水産資源のさんま、まあじ、まいわしの資源管理手法について、別紙1を定める必要があります。

次に県方針の概要とその次のスケジュールについて説明いたします。

県方針は、特定水産資源について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、特定水産資源以外の魚種についても沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされています。

既に策定済みの県方針の本体の制定・公表に続き、特定水産資源別に具体的な管理数量や管理手法を記載する別紙1を制定し、現行の県計画の魚種別管理期間が切り替わるタイミングで、県方針に移行します。

別紙1の位置付けについては資料10ページを使って御説明します。10ページを御覧ください。こちらは資源管理方針の概念図を構造ベースで示したものです。図の一番左にあるのが漁業法改正前の資源管理体制で、これは静岡県資源管理指針と静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画、通常、TAC県計画と呼んでいるもの、になりますが、こちらが、法改正によりページ中央の資源管理方針に移行します。

資源管理方針本体は、先般、10月の海区でお諮りしたものとなります。これに付随するものとして、ページ右側の魚種別管理手法 今後制定・公表する別紙1から3の魚種別の資源管理があります。

今回、TAC魚種のさんま、まあじ、まいわしの3魚種について管理期間が切替るため、TAC法に基づく県計画から、漁業法に基づく資源管理方針へ移行し別紙1を定めます。

なお、今後、その下の、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさばについても資源管理方針に移行してきますので御承知おきください。制定の際には、別途、皆様にお諮りします。参考までに資料11ページに時間軸ベースの概念図を添付しておりますので、後ほど御確認願います。

次に資料12ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和3管理年度のさんま、まあじ、まいわしの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。従前のTAC計画の時と表現が少し変わっていますので、御説明します。次の13ページを御覧ください。

上半分がこれまでのTAC法に基づく配分の考え方で、まあじ、まいわしは、「若干」、さんまは過去3か年の平均漁獲実績が100トン未満でしたので「配分しない（数量を明示しない）」となっていました。

それが今回から、漁業法に基づく配分の考え方に変わったため、数量明示による配分の対象以外で平均漁獲実績が1トン以上は、原則として「現行水準」と定めることになりました。これにより、さんま、まあじ、まいわしのいずれも「現行水準」となっております。

つまり、言い回しは変わりましたが、漁獲可能量の本県配分は従前と変わ

りありません。

では、諮問事項の1点目である、資源管理方針の変更（別紙1の追加）について、1ページの別紙1の規定内容現行水準の場合を7ページのさんまの例で説明いたします。

7ページを御覧ください。

第1特定水産資源、にはTAC魚種名が入ります。別紙1-1では、「さんま」と入っております。

第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等には、「静岡県さんま漁業」、①水域として、「②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域」と指定しています。②の対象とする漁業とは、「静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）」として、静岡県の漁業者全体を指しています。つまり①の水域は、静岡県の漁業者がさんまを採捕する水域を全て指すこととなります。

③の漁獲可能期間は、さんまなので「周年」としています。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、先ほど説明したとおり、来期のまいわしは現行水準ですので、「全量を静岡県さんま漁業管理区分に配分する」と記載します。

第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、漁獲努力量による管理を加える場合は、漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を定めています。

漁獲努力量による管理を行う漁業種類は、第4の下表のとおりで、これまでのTAC法に基づく県計画に記載の漁業種類と同じです。

漁獲努力量の管理内容は、1隻または1か統当たりの月ないし年間操業日数としており、本県では県下の漁業者が自主的な資源管理を行う際の最大操業日数としております。

以上が現行水準の魚種の資源管理方針別紙1の規定内容で別紙1-1さんまの例となります。以下8ページ、9ページにまあじ、まいわしを別紙で掲載しておりますが、いずれもさんまと同様の内容となっております。

なお、今回別紙1-1さんまから1-3まいわしの追加に伴い、16ページの新旧対照表のとおり県方針第8も一部変更いたします。

別紙を追加する県方針の施行日は、旧TAC法に基づく県計画の管理期間終了後の令和3年1月1日となります。

次に2ページの知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

先ほど説明したとおり、さんま、まあじ、まいわしの3魚種について、国が「現行水準」と定めようとしており、御異議がなければ、海区の答申を受け国の承認を経て、都道府県知事管理漁獲可能量を下表の1から3のとおり「現行水準」と定め、告示したいと存じます。

施行の際は、17ページから21ページの内容で県公報に告示します。県HP上でも公表する予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任していただきたく存じます。

それでは諮問事項になります。

1 点目、静岡県資源管理方針の変更を漁業法第14条第4項の規定に基づき諮問いたします。変更内容は別紙1さんま、まあじ、まいわしの追加です。

2 点目は、さんま、まあじ、まいわしの知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

説明が長くなりましたが、以上、2点御審議の程、よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○田中委員

今回漁獲可能量の配分自体は水産庁の基本シェア0.4とあって、目安量が書いてあるんですが、各魚種ごとの管理方針の中に記載されるのではなく、何処に記載されることになるのですか。

○松浦主査

田中委員の質問は資源管理方針の別紙に「現行水準」が記載されないのかということですか。

○田中委員

具体的な数字が記載されないのかということです。

○松浦主査

我々も水産庁から最近になってこういう形でやるということがわかってきたところではあるのですが、別紙1は「現行水準」の県はこういう書き方をしなさいという水産庁の例に沿ってやっている。数字の配分がある県はまた違う書き方だと思うのですが、様式を見るだけでは、普通は「現行水準」の県ということはわからないので、別紙1の計画とは別に、池谷が説明したように「静岡県のさんまは現行水準です」とお示しします。

今まではTAC計画を期間毎に作成していたけれども、方針は方針で別にあって、毎年の数量だけ別にお示ししていくようになります。

○田中委員

具体的に、まいわしなんかは5,911トン、シェアは0.81%と書いているけど、国から来る枠はこの数字になってしまうということなのですか。

○松浦主査

「現行水準」にする際の目安量はこれなんですが、実際示すことになるのは「現行水準」までなので、静岡県は5,911トン以上獲ってはいけないというようなことは明記されないです。

○田中委員

明記されない理由は比率が少ないからですか。

○松浦主査

そういうことになります。

○田中委員

例えば、もっと数字の大きいのは明記することになるのですか。

○松浦主査

そうですね。TACの上から8割までは数量が示される県になります。静岡

県では少ししか獲っていないので、今までの「若干」と同じ扱いで「現行水準」で来てはいるけど、気持ちこのくらいという数量は表には出ないです。

○田中委員 これからさば等で問題になってくると思うのですが、大臣管理区分と知事管理区分の配分が決まって、それから都道府県毎の配分が決まっていく中で、最初の枠の取り合いが問題になると思うのですが、今回はいいけど、今後どうなるのかなと思います。

○松浦主査 今池谷といろいろ作業していますけど、国もまだ示していない部分も有るので、国に聞きながら意見をしながら進めていきたいと思います。

○田中委員 そうですね。変な配分を受けることのない様にしっかり意見して欲しいと思います。

○李委員 「現行水準」や「数量を明示しない」基準が100トンから1トンに変更になった理由は示されていますか。

○池谷主幹 国が基準を定めているが理由は示されていない。今まではさんまは県計画にも載っていなかった年もあるが、今回から1トン以上は別紙を定めることになりました。内容的には変わっていません。

○宮原会長 その他ありますか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○宮原会長 それでは、本委員会は諮問事項 静岡県資源管理方針の変更について(さんま、まあじ、まいわし)と特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり了承することを決定いたします。
続きまして、諮問事項 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について県当局から報告をお願いします。

○松浦主査 事務局の松浦です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料2を御覧ください。諮問内容は静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)についてです。今回、小型魚の留保を一部開放し、定置漁業に割り当てる内容で諮問いたします。

まず、Iの経緯です。くろまぐろの資源管理の経緯は、毎回読み上げておりますので今回割愛させていただきます。

次に資源管理にかかる近年の状況についてです。前回の海区でもお話ししましたが、国際的な資源管理の中で少し状況が変わってきております。こちらは読みます。

1つ目のポツを御覧ください。くろまぐろの数量管理については、大臣管理量及び都道府県知事管理量の漁獲枠を超えることが無いように進めてきたところですが、これは大前提です。その一方で、近年のWCPFCにおいて、我が国の増枠要求に対し「漁獲枠の増を要求するならば消化率も高くあること」が求められるようになってきています。

こういった状況から、2つ目のポツになりますが、水産庁による都道府県知事管理量の配分方法の考え方が少し変わってきました。当初数量の配分は従来どおり過去の基準年をもとに算出した数量である一方、追加配分や融通申請の際には前管理期間の消化率を考慮した配分が行われるようになっており、県内の漁獲量管理においても高い消化率で管理期間を終わらせることが自県枠の確保のために必要となっています。

このような状況下にあって、Ⅱの諮問事項では、諮問の前に小型魚の留保開放の考え方について御説明したいと思います。

1の考え方を御覧ください

(1)は、漁業の状況説明になります。現在、定置漁業におけるくろまぐろ小型魚の入網が集中しており11月と12月の2か月で3トン以上が漁獲されています。定置漁業は漁業の性格から入網をコントロールできないので、管理期間の開始当初から数量管理のための自主放流を実施しています。しかし、第6管理期間中の消化率がおそらく本日、割り当てを越えると予想されること、また今後も小型魚の入網が続くと考えられることから留保枠の開放が必要と考えています。

(2)になりますが、定置漁業に対し、小型魚の留保開放を行い、定置の漁獲枠に余裕をもたせつつ、定置に入網するクロマグロを有効に利用できるように、放流せずとも漁獲し収入に変える環境を整えたいと考えています。

なお、(3)にありますように、留保枠の漁業種類別の配分の考え方は、本来は当初数量の配分時と同じく、小型魚の基準年である平成22年から平成24年の実績割合に基づいた比率で、配分するのを基本と考えるところです。しかし、そうしますと、漁船漁業に1.9トン、定置漁業に0.6トンの配分となりますが、0.6トンではとても今の状況を回避できないと考えました。県計画において、留保は漁期の経過や採捕状況を踏まえつつその取扱いについて判断し公表するものとしており、そういった観点で、資料の続きに漁船漁業等と定置漁業の消化率を鑑み、先に定置漁業に1.5トンを配分する、と記載しております。

下の知事管理区分のうち、採捕の種類別、期間別の割り当てとその消化状況をお示しした表を御覧ください。12月14日時点のものです。小型魚のうち、ゴシック体の太枠で囲われた部分を御覧ください。漁船漁業等の割当て量は年間の割当て数量が24.8トン。現時点の消化量は年間で4.5トン、消化率は18.1%です。これに対し、定置漁業の割当量は年

間割当て量が8.2トン。現時点の消化量は5.5トン、消化率は70%直前と
いった状況になります。

漁船漁業等については、12月から3月にかけて小型魚の主漁期が来る
ので、今ちょうど獲り始めているところですが、残りが20トン近くある
一方、定置は県全体で日に100キロから200キロ程度網に入ることが多く、
厳しい状況となっており、こういった状況から、定置漁業に対して0.6
トンではなく、1.5トン而定置漁業に配分したいと考えています。

なお、従来の比率を超えた配分案については県下の沿海漁協さん、漁
船の漁業種類別団体等にあらかじめ県の考えを説明し同意を得ている
ほか、定置協会の会長である日吉委員にも御説明しております。

それでは具体的な諮問内容です。3ページの2を御覧ください。静岡
県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定
める「くろまぐろ」に関する事項の変更) (案) についてです。

下に、第2の知事管理量及び第3の採捕の種類別の割当量、期間別の
割当量について数量をお示ししていますが、この表だとわかりにくいの
でいつもの横書きのページに移るところですが、今回、もう1つ、計画
変更にかかる報告を挟ませてください。次のページ4ページを御覧くだ
さい。

諮問の対象外の計画変更を併せて行います、というものです。括弧で
繰越処理と記載しています。こちらは、県計画にこの処理を行うことが
あらかじめ明記してあるので、海区の諮問なしで変更できることとなっ
ております。

その繰越の内容ですが、小型魚については、1年の管理期間を3期に
分けて管理しています。このうち8月から11月の期間が終了したことか
ら、当該期間の残枠の全てを翌期間である12月から令和3年3月までの
期間に繰越すものです。

下の表の小型魚のうち、漁船漁業等及び定置漁業にそれぞれ8月から
11月の実績値をお示ししております。また、表の右の外側にその期間に
使わなかった残りの数量を記載しています。この数値、漁船は残り12.8
トン、定置は残り4トン进行12月以降に繰越します。

それでは5ページの表を御覧ください。こちらに、知事管理区分の今
年度の管理開始当初から今回の変更案までの数値の変更経緯をお示し
しております。

一番左が第6管理期間の当初数量です。そこから矢印に沿って順に、
変更手続きを行ってきた際の数量が示されており、今回の変更案が一番
右の※8となります。

区分のうち、小型魚について、漁船漁業等の割当量の8月から11月の
数量を実績値に変更し、残りの12.8トンを12月から3月に繰越し、この
間の数量を21.5トンとします。また、定置漁業の割当量の8月から11
月の数量を実績値に変更し、残りの4.0トンを12月から3月に繰越し、
さらに留保開放からの1.5トンを加え、5.8トンとします。

その下の小型魚の留保枠については、定置に配分した1.5トンを現留

保枠の2.5トンから引いた残りの1.0トンとします。以上が計画変更の詳細となります。

以降、6ページに知事から海区会長にあてた諮問文、7ページ、8ページに県計画の新旧対照表、9ページから17ページにかけてに改正後の県計画案、18ページに、今回の諮問後、国へ承認申請し、承認が降りた後に公表する県公報の（案）、最後の19ページにTAC法の県計画変更に係る部分を抜粋したTAC法を添付してございます。

なお、字句等に軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。御審議の程よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○李委員

今回のような立場の違いに沿った対策、対応というのは大事だと思います。

この考え方のベースになるのはDifference Principle「格差原理」という理論がありまして、1970年代のアメリカの哲学者ジョン・ロールズ氏が提唱した原則なんですけど、大反響して、その後、多くの国連の文書にも出ています。しかし、実際この原理が不足しているところがあると感じています。

例えば、この前の水産経済新聞の記事にもなった北海道のくろまぐろ、沿岸漁業と沖合漁業の同等の扱いを問題視した訴訟とかもそうですし、今のGO TOトラベル政策のように、ホテル・旅館等の規模の違いを考慮せず一律の対応というのが、必ずしも平等なのかということです。これを機にいいところに泊まろうという人達が多く、小規模民宿は、煩雑な申請手続きをやっと終え、制度利用できるようになったと思ったら、結局人々は高級ホテルのほうにGO TOし、小規模などころには集まらないという現象が起きています。例えば、身長が違う3人がりんごの実を採ろうとする際に、同じ高さの踏み台を与えることが平等なのか。実質的な平等とは何なのか、というようなところを考える必要があると思います。

今後立場の違いを考慮した政策というのは、県でも、国でも重要な視点だと思います。

○日吉委員

今回県が1.6トン留保を開放するという事で、本来なら漁船漁業分も定置に回してくださるということで、非常にうれしく思います。県の方は、融通するに当たって、くろまぐろを漁獲する漁協の意見を聞いてくださって、定置に融通できるように調整してくださいました。他の県では漁船漁業と定置で配分を巡ってトラブルになっていて困ると聞いています。そんな中で静岡県は融通し合える。今回の様に先を見越して、現場と情報を密にして留保の開放をしてくださることをうれしく思います。

○松浦主査

感覚ですが、沿岸の漁業者さんを取りまとめている漁協さんと話しても、

漁船の残りの枠があるから消費しなければと思っている一方で、日々のくろまぐろ日報で定置が大変というのは知っていて、留保が決して0になったわけではないのを理解した上で、漁協さんが、一本釣りの方に聞いてくださったりする中で、漁船漁業と定置漁業のお互いの感じがわかってきたのかなと思います。

- 日吉委員 大型は定置から漁船漁業に融通したり、お互い様という感じになってきています。
- 福世委員 日吉委員にお聞きしますが、以前定置で管理量をオーバーしてしまったことがあったと思うのですが、今はしっかりと管理しているのですか。
- 日吉委員 今は1か統1網で30kg未満は200kgまでと自主規制をしています。もし制限しなければ結構な量になると思います。以前は5kg未満は全て放流しようとしていました。今は先ほど松浦主査から消化率を高めるように説明があったように、消化率を高めていかないと以前の様に不利益をこうむることになるかもしれません。
- 鈴木精副会長 前回の委員会で消化率の話が出て、次の段階に進むには消化率を高める必要がある。漁業者の間でも調整し合って、消化率を高めるのは静岡県にとっても重要なことなんだと思います。
- 留保を出した後で、漁船漁業で急に獲れ出すということもあると思います。それは各漁協で相談することなので、問題はないかと思います。
- 鈴木伸洋委員 我が国としても、資源が回復してきているというのが国際的なコンセンサスになりつつある中で、消化率を高めていかないといけないと思います。その中で、今日の変更は賛成であります。参考として聞きたいのですが、1.5トンという数字はどういった計算で出ているのか。非常に苦しいところだと思うのですが、もしそれをオーバーした場合はまた対応するのでしょうか。消化率を高めるのに当たって、今回の1.5トンという数字がどのようなどころから出てきているのか考えをお聞かせください。
- 松浦主査 鈴木伸洋委員の御質問は、もっと消化率を高めたいなら、留保をもっと開放するとか、漁船漁業から定置に融通してはどうかという話になっていくのかと思うのですが、消化率を高めることだけを考えればそうかもしれないのですが、考え方の大前提として留保の解放以前の数量は漁船漁業の分は漁船漁業の分、定置漁業の分は定置漁業の分と考えております。漁船漁業は20トン枠が残っていますが、これから獲りに行ってくださいと漁協さんも声をかけていただいている。今ある枠を使うつもりでいる人がいるので、そこには手をつけられない中で、留保の枠として定置が0.9トン、漁船が1.6トンではなく、定置が枠をオーバーしないために、漁船がオーバーしないように1トンを残して、残りを定置にという考えで配分している。ですので、科学的

な根拠ではないが、定置に1.5トンぐらい出せれば、トータル9トンぐらいまで消費できるかなという考えでの数字です。

この1.5トンを開放することで県の消化率が8割になるということではないですが、消化率は漁船漁業にがんばっていただくと思っております。

○福世副会長

トローリングでメジをやっているのですが、かつおの値がいいためまだ操業している船が少ないけど、かつおの値が下がれば、メジをやる人が増えることもあると思います。

○松浦主査

南駿河湾漁協は獲るときには1か月で何トンも獲ります。小型魚の県別管理はまだ3年目ですが群れが来る時期も違います。

○福世副会長

まだ獲る船が少ないですから、4隻か5隻ぐらいですから、これからかつおがだめになって、メジが大きくなって獲れ始めれば15隻ぐらいが獲ります。

○松浦主査

期待していますから。獲ってください。よろしくお願いします。

○日吉委員

大きくなれば値も上がりますから、3kgぐらいなら1,500円/kgで、十分おいしくもなります。

○福世副会長

冬になると脂が乗りだすので、トローリングの水揚げが上がると期待しています。

○眞鍋委員

定置網のような意図せずくろまぐろが獲れる漁業と、くろまぐろをねらって獲る漁業があって、ねらって獲りに行く漁業はどんな種類があって、くろまぐろがいないとき何を獲っているのですか。

○松浦主査

ねらって獲りに行くのはトローリングなどの曳き縄一本釣りで獲っている方が沿岸でたくさんいます。あとは静岡県では浮きはえ縄で、前回説明したように東京都の海を主漁場に行っているのですが、そういった2種類の獲り方があります。

浮きはえ縄の方は、今はキハダマグロをねらいに同じような漁場に出漁していたりと、割と大きいマグロを狙いに行っている。一本釣りの方はかつおを獲ったり、御前崎の方ではさわらが注目されているのですが、そのさわらを獲ったりと季節に応じて魚価のいい魚を獲っている。

○眞鍋委員

そうするとそういう漁業の方がコントロールしやすいということですか。

○松浦委員

獲りに行かなければ獲れないので、ねらって獲れるのでコントロールしやすいです。定置は入ってきてしまうのでコントロールがすごく難しいです。

○眞鍋委員

コントロールできる漁業は、くろまぐろが獲れないと生活できないとい

うことではないのですね。

○松浦主査 生活ができないというわけではないですが、自分の手で魚価の高い魚を獲りたいのですし、こちらとしても稼いでほしいですから。

○眞鍋委員 そうすると、その人達の中でもくろまぐろは魚価が高くてやりたい魚種ではあるということなんですね。

○松浦主査 くろまぐろをやらなくても良いと言う人はいないのではないかと思います。

○鈴木精副会長 留保枠をどう使うかが重要だと思うんですよ。定置でも漁船でも獲れば枠が欲しいわけですから。
定置も漁船も事前の配分で分けられているので、留保枠については県が獲れ具合を見て分けてくだされば良いと思いますよ。

○松浦主査 うれしい意見をありがとうございます。ただ、法の中で県は計画を変えるときは海区の意見を聴いて、その後に国に申請して承認を得ないといけないとなっています。
1月にも諮問させていただくことになると思いますので、お願いします。

○宮原会長 御意見が出尽くしたようですので、このことについては原案どおりでよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○宮原会長 それでは、本委員会は諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)に関する変更については原案のとおり了承することを決定いたします。
続きまして、報告事項 知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について県当局から説明をお願いします

○山田主査 資料3を御覧ください。知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について御説明いたします。
知事許可漁業には漁業法第57条第1項の農林水産省令で定められた中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業の2つの漁業種類と静岡県漁業調整規則第4条で定められた小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の20の漁業種類がございます。
現状の知事許可漁業は令和3年8月31日をもって有効期間が満了するため、令和3年9月1日付けで許可証を更新する必要があります。
許可の更新に当たり知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給する必要があります。なお、知事許可漁業の取

扱方針等には①から④の項目がございます。

知事許可漁業の取扱方針等を定めるに当たり、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行うとともに、その要望内容については、海区漁業調整委員会で御協議いただき、資源保護や漁業調整の観点から支障がなければ当該方針に反映していくこととしております。

知事許可漁業の要望につきましては、前々回の委員会において、御協議いただき、その後関係漁協等に回答いたしました。その結果を示したのが、A3の資料になります。

A3の資料の右側に要望に対する対応と結果、さらに漁協からの回答を示しております。漁協からの回答につきましては、要調整の要望についての調整の結果を示しています。

A3資料の2ページ目を御覧ください。区分Ⅲ、要望内容Ⅲ－Ⅰ、操業期間の変更に係る船びき網たい2そうにつきましては、現行の操業期間が10月16日から12月31日及び3月1日から5月31日までですが、これを10月1日から12月26日及び3月11日から5月31日までに変更してもらいたいとの要望でした。対応としましては、漁獲圧が過度に高まる可能性が低いことから、関係漁業者であるふぐ漁業及び遠州漁協のたい2そう船びき網漁業との調整が整えば認めることとしましたところですが、今回調整が整ったとの報告がありました。

資料3の2ページを御覧ください。

2ページはたい2そう船びき網漁業の要望につきまして、遠州漁協のたい2そう船びき網漁業からの同意書になります。3ページは遠州漁協のふぐ組合からの同意書、4ページは浜名漁協のふぐ組合からの同意書になります。関係者による調整が整い、同意書が提出されたことから、今後一斉更新に係る制限措置の内容に反映いたします。

なお、その他につきましては、調整が整わなかったことから、今回の一斉更新に対する要望としましては、要望元が要望を取り下げることとなりました。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○宮原会長

ただいま、県当局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○田中委員

大臣許可については一斉更新が法律からなくなるということですが知事許可についてはどうなんですか。

○山田主査

一斉更新については今後協議していただくことになるのですが、基本的には一斉更新を続けていきたいと思っております。

○田中委員

継続許可になるから従来から許可を持っている人は自動的に更新されるのではなかったですか。

○山田主査 知事許可については継続許可と一斉更新の両方ができる形となっており、一斉更新を続けていきたいと思っています。

○田中委員 大臣許可は一斉更新がなくなったけど、知事許可は一斉更新ができる規定になっていると。あとで確認してみます。

○宮原会長 御意見が出尽くしたようですので、このことについては以上といたします。
続きまして、報告事項 全国漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の書面議決の結果について、事務局から報告をお願いします。

○池谷主幹 資料4を御覧ください。
10月に千葉県で予定されていた、全国海区漁業調整委員会連合会、以下「全漁調連」といいます。第55回東日本ブロック会議は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、書面による表決が行われました。
審議内容は、資料1枚目の裏側にあります次第のとおりで、審議結果から申し上げますと第1号議案から第3号議案について、委員全員の承認をもって原案どおり可決されました。

それでは、第1号から第3号の議案の内容について説明に移りますが、順序を変えまして、まず「第2号議案 次期役員を選出について」を御説明します。

28ページを御覧ください。10月の海区で御説明しましたが、令和3年5月から4年間の全漁調連の役員選出があり、本県が前期2年に会長県、後期2年に会長職務代理副会長となること承認されました。他の副会長、理事等役員県は記載のとおりです。来年5月の総会の承認を得て正式決定となる予定です。

次に「第1号議案 令和3年度総会に向けた要望事項について」です。1ページから26ページに、各海区から提出された要望事項を添付しております。

要望事項の内容について説明する前に、結論から申しますと、審議の結果、全ての要望事項について東日本ブロックからの要望事項とすることが決定しました。他のブロックから出された要望事項と集約し、来年5月に総会決議を行い、6月に水産庁他関係省庁へ要望活動を行うこととなります。なお、先ほど申し上げたとおり、本県が次期会長県となりますので、全漁調連会長となる委員の方には要望活動の陣頭指揮を執っていただくこととなります。

では、具体的な内容について御説明いたします。2ページを御覧ください。「1 海区漁業調整委員会制度について」及び「2 沿岸漁場の秩序維持について」は、今回は要望事項がございませんでした。「3 太平洋クロマグロの資源管理について」は、2ページから8ページに7題、9ページから20ページに「4 沿岸資源の適正な利用について」14題、21ページから23ページに「5 外国漁船問題等について」3題、24ページ、25ページに「6 海洋性レジャーとの調整等について」1題、合計25題の提案がありました。

内容の詳細については、改めて御確認いただければと存じます。

最後に資料末尾32ページを御覧ください。「第3号議案 次期開催海区について」です。令和3年度の東日本ブロック会議は、開催されれば東京都海区が会場となり、総会、事務局長会議及び職員研修会は、今年度は書面開催又は中止となりましたが、同じく開催されれば、東京、兵庫、島根が会場となる予定です。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、事務局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○日吉委員

要望を見ると結構な県で資源の適正利用について意見を上げている中で、いろんな県で収入安定化対策の充実化とかが出ているので、今回は静岡県も上げてくれればと思います。

○宮原会長

今日の水産経済新聞にも載っていましたが、共済の補正が247億ついたと。当初と合わせて約900億ついたと。3,000億の予算の内900億がついた。いかに不漁とコロナの影響が大きいのかと。以前、日吉委員が言っていたが、くろまぐろはここまで来た。増えてきた実感があってもこれからが大事。資源が少し良くなったからと獲りすぎると、元に戻ってしまいます。これから資源をどう持続させていくかを県とも考えながらやっていきたいと思っています。

その他ないようですので、このことについて、以上といたします。

続きまして、報告事項 太平洋広域漁業調整委員会（南部会・本委員会）について事務局から報告をお願いします。

○松浦主査

資料5を御覧ください。

12月2日に太平洋広域漁業調整委員会 太平洋南部会及び本委員会がWeb会議形式で開催され、水産・海洋技術研究所伊豆漁協分場から鈴木副会長に出席いただきました。また、事務局として池谷、松浦が県庁にて傍聴いたしましたので、その概要について報告いたします。

太平洋広域漁業調整委員会は、資料Ⅰの概要（1）にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的としています。この委員会は（2）にありますように漁業法第152条が設置の根拠となっています。

今回は、本委員会の前に太平洋南部会が先立って行われました。太平洋南部会は（3）にありますように太平洋広域漁業調整委員会の効率的な運営のため、本委員会の南側にあたる千葉～宮崎までの海域で設置されています。

資料のうちⅡの報告事項を御覧ください。

1の太平洋南部会から報告します。資料は1ページの資料にて概要報告といたします。なお、これら南部会の抜粋資料は3ページから17ページに添付してございますので詳細については後ほど御覧ください。また、太平洋広域

漁業調整委員会と重複する資料については割愛してございますので御承知置きください。

部会の主な議題についてです。

(1) 広域魚種の資源管理については①太平洋南部キンメダイ、それから②の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、③の伊勢湾・三河湾のイカナゴについてです。

①の太平洋南部キンメダイについては、資源量は低位、資源動向は減少との報告があり、水産庁から資源回復に向けた提案として、これまでの一都三県における漁業者さんの取組内容に関する報告があった後、管理についての提案として、漁獲量による管理の目安として、一都三県で1,900トンの数量案が示されました。②、③については、対象となる資源の状況や資源管理の内容について報告がありましたが、いずれも低位、動向は減少とのことでした。参加している愛知県の委員さんから、資源減少の要因は環境ではないかとの意見が出されました。

(2) 及び(3)については広域漁業調整委員会の本会議で同じ議題となりますので割愛します。続いて2の太平洋広域漁業調整委員会について報告します。本委員会についても、1ページを元に概要を報告いたします。特に静岡海区に関係のある部分についての報告となります。議題としては、(1) 広域魚種の資源管理から報告します。マサバ太平洋系群についての資源管理について、ですが、事務局からマサバ太平洋系群の令和元年の資源状況は中位、資源動向は増加との説明のあと、資源量は増えているが、資源量に対する漁獲割合は20%以下で継続しており、資源が多いという実感が湧きにくいのではといった説明もありました。

次に、(2)の伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について。2016年から資源状況が悪く、今年の夏眠魚の調査結果も思わしくなかったため、資源量推定は実質できていないが、昨年同様、操業期間の制限に関する委員会指示を発出し、地元で行われる資源管理措置の確実な実行を目指す。ことで承認を得ました。

(3) 太平洋クロマグロの資源管理については、令和2年度末に予定している承認切替(更新)の手続きにかかる指示事項の一部内容変更等について報告がありました。具体的には法改正による根拠条項の修正と申請書を判子レス化することでした。

次の(4)では、改正後の漁業法の施行について情報提供がありました。皆様にも10月の海区で最後にお配りしておりまして、今日の資料28ページに添付しているA3資料についての説明があり、10年前と同程度まで漁獲量を回復させるという目標のために新たな資源管理の推進に取り組むことが記載されており、項目ごとに、調査や資源評価を行うこと、TAC管理を推進すること、国や県だけでなく漁業者も自主的な資源管理を続けていくこと等を示したものです。この内容については、参加委員からは「漁業者の暮らしを支えるという視点で、今回の変化に対応できる技術や支援がセットになって明確に示されることが重要」、「水産資源の採捕量が多いと思われる遊漁者の問題が残されている」、「水揚の増だけを目指さずに流通や加工も漁獲の

両輪として考えるべき」等の意見が出されました。

最後に(5)令和3年度資源管理関係予算です。こちらは、漁業法の改正に伴い資源管理、資源評価に関する予算の拡充と漁業経営安定対策の強化を目指し、総額で4,510億円を要求中とのことでした。

報告は以上でございます。

鈴木副会長、御出席ありがとうございました。

○宮原会長

ただいま、事務局から報告がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

鈴木精副会長出席ありがとうございます。出席しての感想はありますか。

○鈴木精副会長

Web会議だと、普通の会議と違って発言しようか迷って流してしまうことがあります。ただ1人で画面を見ているのはつらいと思います。早くコロナが収まって、広いところで会議ができればと思いました。

○宮原会長

その他ないようですので、このことについて、以上といたします。最後に、その他次回開催日程について事務局からお願いします。

○橋詰

はい。次回は1月29日で午後2時からを予定しております。

主な議題としましては、「諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更」等を予定しております。よろしく申し上げます。

○宮原会長


次回は1月29日（金）ということですので、よろしく申し上げます。以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。


○花井事務局長

宮原会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第21期第32回静岡海区漁業調整委員会を閉会します

(終了 15 : 30)

已議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。
和2年12月17日

議長 宮原淳一 

議事録署名人 三浦綾子 

議事録署名人 福世準一 

事録

